

でんさいサービス利用申込書（兼 預金口座振替依頼書）



西暦 20 年 月 日

株式会社全銀電子債権ネットワーク 御中
秋田信用金庫 御中

(申込人) 登記簿上の住所 〒	
(フリガナ)	
法人名/屋号	
(フリガナ)	
代表者名/個人事業主	㊞

申込人は、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および業務規程細則、秋田信用金庫の定める「でんさいサービス利用規定」を了承のうえ、次のとおり申込みます。

また、申込人は、当金庫が申込人に係る利用契約を解除した場合には、株式会社全銀電子債権ネットワークと申込人間の利用契約も解除されることについて、了承いたします。

■利用開始希望日

西暦	20	年	月	日
----	----	---	---	---

注：申込日から利用開始希望日までには所定の日数が必要です。ご希望に添えない場合は、当金庫にて利用開始日（適用開始日）を定めます。

■利用申込種類

利用申込種類	☐ 新規利用申込 ☐ 追加利用申込（申込人情報の利用者番号を必ずご記入ください）
--------	--

■申込人情報

利用者番号（注）										
記録する住所 ※登記簿上住所と同じ場合は不要	〒									
ご連絡先 ※本サービスの管理責任者	部署名	(フリガナ)								
		ご担当者名								
電話番号	通常時	()	()	()	緊急時	()	()	()		
電子メールアドレス										
FAX番号	()	()	()							
業種（事業内容）										
設立年月日	西暦	年	月	日	※個人事業主の場合は生年月日をご記入ください					
資本金	円 ※個人事業主の場合は不要									

（注）他の金融機関でお取引のある場合を含めて、既に利用者番号をお持ちの場合にご記入ください

■決済口座情報（複数登録可、該当する口にチェック）

支店名													
決済口座① (代表口座)	口座種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号										決済口座印
	(フリガナ)												印
決済口座②	口座種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号										
	(フリガナ)												印
口座名義													

※決済口座を3口座以上登録する場合は、本申込書と同じものに住所・氏名および決済口座情報をご記入したものを添付してください

■利用区分（該当する口にチェックしてください）

信託利用	☐ 利用あり ☒ 利用なし
指定許可利用	☐ 発生記録（債務者請求方式） ☐ 発生記録（債権者請求方式）
	☐ 譲渡記録 ☐ 保証記録
利用特約	☐ 無（債務者利用有） ☐ 債権者利用限定特約 ☐ 保証利用限定特約
債権者請求方式	☐ 取扱いあり ☐ 取扱いなし

■法人インターネットバンキングとのログインID共用化のご利用（該当する口にチェックしてください）

利用有無	☐ 利用する ☐ 利用しない
------	--

※法人インターネットバンキングと同じ電子証明書、ID、パスワードで「でんさいサービス」をご利用いただけます。
※「利用しない」を選択したお客様については、下記、認証方式、ログインID、および初回ログインパスワードをご記入ください。

■認証方式（いずれか1つを選択してください。当金庫としては電子証明書方式を推奨いたします。）

☐ 電子証明書方式（最大利用者数： 人）	☐ ID・パスワード方式
---	-------------------------------------

■ログインID

第1希望	d	—													
第2希望	d	—													

※ログインIDは、先頭に「d—」以降6文字以上12文字以下（半角英数字の混在必須）でご記入ください。第1希望、第2希望ともに使用済の場合は、登録できませんので、別途ご連絡申し上げます。

■初回ログインパスワード（注：初回ログインパスワードは、初回ログイン時に必ずご変更いただきます）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※初回ログインパスワードは、6文字以上12文字以下（半角英数字の混在必須）でご記入ください（ログインIDと同じものは使用できません）。

■受領確認

「業務規程」・「業務規程細則」・ 「利用規定」を受領いたしました。	印	「でんさいネットご利用の際の留意事項について」 の説明及び交付を受け、内容を理解いたしました。	印
--------------------------------------	---	--	---

（信用金庫使用欄）

営業店受付日	
店番—CIF	
本部送付日	

検印	本人確認/照合	受付

本部受付日	
本部登録日	
利用(適用)開始日	

検印	登録	受領

*記入・受領確認押印後、控えとして両面コピーし申込人へ交付すること。

秋田信用金庫

秋田信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、**株式会社全銀電子債権ネットワーク**（以下、「でんさいネット」といいます）の窓口金融機関として、利用者（以下お客様）といいます）に提供するでんさいサービス（以下本サービス）といいます）について、次のとおり取扱 を行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。

第1条(利用の申込み)

1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出する必要があります。

2. お申込みには、債権者として利用が可能なおの場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能お申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。

①債権者利用限定特約

利用申込者またはお客様は、自らを債権者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みをすることができます。

②保証利用限定特約

利用申込者またはお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等については支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない場合には、保証利用限定特約でお申込みをすることができます。

第2条(利用資格)

利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

1. 債権者（債権者、電子記録保証人としても利用可能）として利用される場合

①当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下、「端末」といいます）を利用できる環境があること。

②手形交換所の取引停止処分を受けていないこと

2. 債権者利用限定特約により利用される場合

①端末を利用できる環境があること。

第3条(サービス内容)

1. 当金庫は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。

- ①電子記録の請求に関するサービス
- ②電子記録の開示に関するサービス
- ③でんさいの決済に関するサービス
- ④前3号に付随するサービス

2. お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条(電子記録の請求方法)

お客様は次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。

- 端末を用いた方法
- 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法。

第5条(予約請求)

1. お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。

2. 前条第2項の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の2営業日前までに、当該請求を取消す旨お申し出ください。

第6条(一括請求機能)

1. お客様は、発生記録請求・譲渡記録請求・分断譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。

2. 前項の取扱いには端末を用いた方法でのみ利用できます。

第7条(債権者請求方式の発生記録特約)

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、債権者として発生記録の請求をすることができます。

2. 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債権者の窓口金融機関が債権者に対しての取扱いを認めていない場合には、行うことができません。

第8条(指定許可機能)

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、お客様自らを電子記録義務者または電子記録権利者とする電子記録の請求をできる権限を付与する相手方を予め指定しておくことができます。

2. 前項の規定によって指定することができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、単独保証記録請求に限りです。

第9条(請求の制限)

1. お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。

2. 前項の制限を解除する場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

第10条(電子記録の通知)

1. 当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱いをします。

①当金庫は、電子記録された内容を、お客様に端末を用いた方法で通知します。

②前号の方法により通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。

2. 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第2号による方法のみとします。

第11条(電子記録の諸告)

債権者請求方式の諸告依頼通知、単独保証記録の諸告依頼通知、変更記録の諸告依頼通知、支払等記録の諸告依頼通知に於いて、第4条第2項の方法により承諾または承認を行う場合には、でんさいネット業務規程に定める期限の2営業日前までにお申し出ください。

第12条(開示の請求)

1. お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2号の方法により開示の請求をするものとします。

①当金庫所定の端末を用いた方法

②当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法

2. 開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取扱いをします。

第13条(端末を用いた方法の本人確認等)

お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。

1. 利用責任者

①お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者（以下「マスターユーザ」といいます）を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。

②マスターユーザは、マスターユーザが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関するマスターユーザの権限を代行する利用者（以下一般ユーザ）といいます）を、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。

③お客様は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、当金庫所定の方法により、かかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールしていただく必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

あきしんでんさいサービス利用規定

3. 本人確認の手段

当金庫は、次のいずれかの方法により、お客様の確認を行うものとします。

①電子証明書および各種パスワードによりお客様の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）

②IDおよび各種パスワードによりお客様の確認を行う方式（以下ID・パスワード方式）といいます）

4. 電子証明書の発行

電子証明書は、当金庫所定の方法により、お客様のマスターユーザおよび一般ユーザに対して（一般ユーザに対してはマスターユーザを通して）発行します。

5. マスターユーザのパスワード等の登録

①マスターユーザのログインID、初回ログインパスワードは、お客様自身が決定し、申込書により当金庫に届け出てください。

②マスターユーザは、本サービスの利用開始前、端末によりログインパスワードおよび承認パスワード等を当金庫所定の方法により登録します。

③電子証明書方式を利用する場合には、前2号に加えて、本サービスの利用開始前、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

④当金庫が提供するくあきしん法人インターネットシキングサービスをご利用いただいているお客様においては、申込書により同サービスで使用している電子証明書、契約者ID、ご契約先認証番号を、それぞれ本サービスの電子証明書、ログインID、ログインパスワードとして届出ることができます。なお、本サービスで利用する承認パスワード等の登録が別途必要となります。

6. 一般ユーザパスワード等の登録

①マスターユーザは、端末により一般ユーザのログインID、ログインパスワード、承認パスワード等を、当金庫所定の方法により登録します。

②電子証明書方式を利用する場合には、前号に加えて、本サービスの利用開始前、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

③前項第4号の届出をいただいたお客様においては、当金庫所定の方法により、当金庫が提供するくあきしん法人インターネットシキングサービスで使用している電子証明書、契約者・利用者ID、利用者暗証番号を、それぞれ本サービスの電子証明書、ログインID、ログインパスワードとして登録することができます。なお、本サービスで利用する承認パスワード等の登録が別途必要となります。

7. 本人確認手続き

①本サービスにおけるマスターユーザの本人確認方法及び依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。
a. 電子証明書方式においては、マスターユーザが端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

b. ID・パスワード方式においては、マスターユーザが端末に入力したログインID、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

②第6項によりすでにログインID、ログインパスワード、承認パスワードの登録（電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む）が完了した一般ユーザの取引開始における本人確認方法はおよび依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。

a. 電子証明書方式においては、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワードおよび承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

b. ID・パスワード方式においては、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力したログインID、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

③当金庫は、前2号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱いをします。

- a. お客様の有効な意思による申込であること。
- b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

④当金庫が本項で定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ログインID、ログインパスワード、承認パスワードまたは電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があつても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

8. 電子証明書の有効期間および更新

①電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。マスターユーザおよび一般ユーザは、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。

②前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、お客様は、以後本サービスを利用することができません。

③本サービスの解約、利用停止その他の事由により終了した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があつても、当該終了日をもって失効します。

9. 電子証明書の取扱い

①電子証明書は、マスターユーザおよび一般ユーザ本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。

②電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続きを行ってください。

③端末の譲渡・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。

④端末の譲渡・廃棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。

⑤マスターユーザおよび一般ユーザ本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面より当金庫に届け出てください。

a. 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際（電子証明書）の削除を行わなかった場合。

b. 電子証明書をインストールした端末が盗失・盗難等と遭った場合。

c. 電子証明書が偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については責任を負いません。

10. ID・各種パスワード等の管理

①ID・各種パスワードは、お客様の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知れやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

②ID・各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。

③本サービスの利用にあたり、各種パスワードの誤入力で当金庫所定の回数連続で行われた場合、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める際は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

11. 取引依頼の確定

①当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様の端末に依頼内容を表示し、お客様は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法を確認した旨を当金庫に通知するものとします。この依頼内容の確認および通知は各取引で定める当金庫所定の時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

②前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。この照会がなかったことよって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条(利用日・利用時間)

1. 第3条に定めるサービスの利用日および利用時間は、当金庫所定の利用日および利用時間とします。

2. 当金庫所定の利用日および利用時間については、お客様に事前にご通知することなく変更する場合があります。

第15条(決済口座)

1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。

2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債権者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。

3. 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。

4. 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。

5. 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面より当金庫の取引店に届け出てください。

第16条(利用手数料)

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から（複数の場合には代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前にご通知することなく変更する場合があります。

4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他の利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。

6. 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

第17条(口座間送金決済)

1. 債権者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。

2. 当金庫では、お客様が債権者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫の所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたると場合の払い込みは、翌営業日に行います。

3. 前項による決済口座からの決済資金の引き落しができない場合は、債権者の口座への払い込みを行うことはできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間までに当該決済資金の入金があれば、払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたると場合の払い込みは、翌営業日に行います。

4. 支払期日が同日の複数のでんさいの支払があった場合、またはその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれかを先に決済口座から引き落すかの順序は、当金庫の判断により行います。

5. でんさいの分替画面により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分替後の債権金額単位で引き落としを行います。

第18条(口座間送金決済の中止)

債権者または債権者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫に対して口座間送金決済の中止の申出を行うことができます。

第19条(異議申し立)

1. 前条により口座間送金決済の中止の申出を行った債権者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対し、異議の申立てを行うことができます。

2. 前項の異議申立は、前項のお客様が、支払期日の前営業日までに、異議申立預託金を当金庫に預け入れていただくことが必要です。ただし、支払不能事由が不正作付であり、かつ、でんさい事故調査会が債権者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。

3. 支払不能事由が不正作付である場合には、お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対して、異議申立に含わせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

第20条(債権者利用限定特約等の解除)

お客様が、債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解除をご希望の場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫の審査を得た上で、当該特約の解除を行うことができます。

第21条(利用可能登録事項の変更)

お客様は、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当金庫に対して当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより変更の内容を届け出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第22条(個人であるお客様が死亡した場合の取扱い)

1. お客様が死亡した場合に相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、相続人等の代表者が当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出ください。

2. 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付してください。

- ① でんさいネットが指定する書類
- ② 当金庫が指定する書類

3. 相続人等は、第1項の書面を提出した後、当金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

第23条(合併及び会社分割の取扱い)

1. お客様の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継したお客様は、遅滞なく、当金庫の取引店に対し、当金庫所定の書面より、その旨届け出てください。

2. 前項の場合には、お客様は、前項の届出後、当金庫所定の審査の結果、承継した利用契約の地位に基づく本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。

第24条(利用者による解除)

1. お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただき、本規定と業務規程等にかわる契約の解約の申出を行うことができます。

2. 前項の解除は、当金庫がお客様を電子記録債務者または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約にかかわるでんさいの全部が消滅したことを支払等記録によって確認したときに行うことができます。

第25条(当金庫による解除等)

1. 当金庫は、お客様が次に掲げる事由に該当する場合には、お客様に事前にご通知したうえで、本規定に基づく契約を解除することができます。

- ① でんさい ネット業務規程に定める解除事由に該当した場合
- ② 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- ③ 本規定に違反した場合

④ その他当金庫が前各号に準ずると認めた場合

2. 当金庫が、前項の規定により解除の通知を発出した場合には、到着のいかににかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。

3. 本規定による契約が解約または解除された後も、第16条、第29条、第31条、第34条および第36条の規定はなお効力を有するものとします。

第26条(破産手続開始決定等の届出等)

お客様は、破産手続開始決定等、業務規程等で定める事由が生じた場合には、遅滞なく、当金庫の取引店に、その旨届け出るものとします。

第27条(電子記録の訂正等の届出)

お客様は、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由があることを知った場合は、当金庫の取引店等へ直ちにその旨届け出るものとします。

第28条(利用者情報の取扱い)

1. 当金庫は、利用者情報を厳重に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用契約の解約を行いません。

2. 当金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。

- なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第1号から第3号までの利用とします。また、本項第4号から第9号の目的のために利用できる利用者情報は、当金庫のお客様に関するものに限ることとします。
- ①でんさい ネットから委託を受けた業務を遂行するため
- ②でんさい 取引円滑化のため
- ③当金庫の与信取引上の判断のため
- ④犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認のため。
- ⑤本サービスの申込の受付および附随的な取引における管理のため。
- ⑥お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。
- ⑦市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため。
- ⑧当金庫の金融商品・サービスに関する提案のため。
- ⑨その他当金庫との取引を円滑に行うため。

3. 当金庫は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい 取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、でんさい ネット及び第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。

4. でんさい ネットは、電子債権記録業を遂行するため、でんさい 取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。

5. でんさい ネットまたは当金庫は、業務規程等に基づき、他の利用者または債権記録に記録されている事項もしくは記録請求に際して提供された情報の開示を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客様は、当該開示について同意するものとします。

- ①発生記録における債務者の決済口座に係る情報
- ②譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
- ③支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
- ④利用者の属性、利用者番号および代表者名
- ⑤譲渡記録における譲渡人に係る情報
- ⑥強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
- ⑦支払不能事由に係る情報
- ⑧異議申立の有無に係る情報
- ⑨電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取扱いに係る情報
- ⑩その他業務規程等で開示の対象となる情報

第29条(機密保持)

お客様は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第30条(通知等の連絡先)

1. 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることができます。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

2. 当金庫はお客様にあてて通知・照会・確認を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. 当金庫の責めにふさわしい通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。